阿南市告示第１５２号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の規定により送達すべき書類は、同法第２０条第２項の規定により、その送達に代えて公示送達をする。

送達すべき書類は、阿南市保健福祉部保険年金課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１１月２６日

阿南市長　岩　佐　義　弘

１　送付すべき書類　令和８年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書

２　送付を受けるべき者

氏名
松尾　隆
竹内　節子
佐々木　ひろ子
川勝　眞人
松田　計廣
藤田　義博
池添　三枝子